# 使用済み自動車(ELV)リサイクルシステム E U指令

法律	ELV に関するEU指令 (Directive 2000/53 of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on end-of life vehicles) (2000年10月21日発効)
対象製品	車両、ELV ならびにそれらの構成部品と材料及び補修・交換部品
	ELV に関するEU指令は、1990 年欧州理事会決議により、使用済み自動車についてECレベルで処理すべき廃棄物であることを確認後、1997 年欧州委員会として原案を取りまとめ、2000 年 7 月欧州理事会決定。同 9 月欧州議会決定を受け、2000 年 10月 21 日官報に掲載されると同時に発効された。  < EU指令下の使用済み自動車リサイクルシステム・フロー> 最終所有者より公認処理施設へELV引渡し(無償回収)解体業者による適正な解体処理の実施、解体証明書の発行(費用負担は原則的に製造業者) 解体処理施設は公認であること(許可取得または登録制度)解体証明書の提出を条件とする抹消登録手続
リサイクルシステム	販売
	解体業者 (公認処理施設) 登録抹消手続 (解体証明書の提出が条件) 再生 廃棄処理
	・加盟国政府は、18ヶ月以内(2002年4月まで)に本指令を遵守するのに必要な国内法律、規制及び行政規定を発効させる(自国法の改正、又は制定)・関連業者がELV回収・処理の施設、システムを構築するために必要な措置を講じる
リサイクルシステム の管理運営	<加盟国政府の役割>全ての ELV が公認処理施設に引き渡されることの保証処理業者の公認制度の保証(処理施設は、所管官庁の許可取得又は登録を義務づける)最終所有者に負担をかけない ELV 回収の保証(処理施設での ELV の引渡が最終所有者の負担なしに実施されることを保証)製造業者が回収・処理費用の全てまたは相当部分を負担するシステムの保証(2002年7月1日以降に販売される自動車、及び、2007年1月1日以降に発生する全ての廃車が対象)リサイクルの目標の設定 (リサイクル可能率> <ul> <li>E U車両型式認証指令(70/156/EEC)を 2001年末までに修正し、修正後3年目以降に市場に出す車両から型式認証化・リサイクル可能率:95%以上(うち、エネルギー回収10%以内)</li> <li>リサイクル実効率&gt;・2006年1月~再使用+リサイクル80%以上再使用+リカバリー85%以上・2015年1月~再使用+リサイクル85%以上再使用+リカバリー95%以上リサイクル性の認証要件導入E U委員会へ3年毎に状況を報告解体証明書の提示を前提とした抹消登録制度の設定(一時的な抹消登録は容認)</li> </ul>

生産者の役割	回収への関与	・なし ただし、関連事業者と協力して ELV 回収・処理するためのシステムを設けること
	リサイクル への関与	・なし ただし、以下の対応が必要 リサイクル促進のため、解体業者に対して情報提供を実施(特に有害物質) 構成部品材料コード基準の使用
	費用負担	回収・処理費用の全てまたは多くの部分を負担 ・2002年7月1日以降に販売される自動車 ・及び、2007年1月1日以降に発生する全ての廃車が対象 「多く部分(a significant part)」に関しては、significant の解釈に関し、欧州でも、「多く」から「意味のある」まで幅広い解釈があり、各国で議論されている。 公認処理施設の設立協力(協力範囲は各国内で決定)
	製品設計	・リサイクル性を配慮した設計と製造 ・リサイクル材使用量の増加 ・鉛、水銀、カドニウム、及び六価クロム等の環境負荷物質の使用を条件付きで制限 (2003 年7月以降の販売車は、原則として、鉛、水銀、カドニウム、及び六価クロムの使用を禁止) ・自動車のリサイクル性、リカバリー性の向上 ・構成部品材料コード基準の使用
	情報提供	・リサイクル関連データ等に関する情報公開 (液抜き容易性、解体性、リサイクル性、リサイクル率達成度等)
関係者の役割	関係事業者	・(製造業者と協力して)ELV 及び中古部品の回収・処理システムを設ける
	(公認)解体業者	適正な解体処理の実施 ・解体前に有害な材料の取り外す:バッテリー、エアバッグ、各種オイル等 ・リサイクル促進のため構成部品を取り外す:触媒、ガラス、バンパー等 解体証明書の発行 抹消登録手続の実施
	自動車 登録管理官庁	・解体証明書の提示を条件とする抹消登録手続の実施
	消費者	・(政府により許可、登録を受けた)公認業者への確実な引渡し

- 1) 製造業者の定義(2条-3):製造業者とは車両製造業者又は加盟国への職業的車両輸入者を指す
- 2) 関係事業者の定義(2 条-10): ELV とその構成部分及び材料の製造業者、流通業者、回収業者、自動車保険会社、解体業者、シュレッダー業者、再生業者、再利用業者、及びその他の処理業者を指す
- 3) 製造業者及び関連事業者の回収への対応と費用負担 (5条-1)関連事業者は技術的に実行可能な限り、ELVと乗用車を修理した際に取り外した使用済み部品を回 収するためのシステムを設けること
  - (5 条-4)(加盟国は)製造業者が本措置の実現に要する費用の全額または相当部分を負担するかあるいは第1段に記したのと同じ条件で(車両の市場価値がゼロ又はマイナスになったときに公認施設への車両の引渡しが最終所有者に負担をかけずに行われることを保証)ELV を引き取ることを保証するために必要な措置を講じるものとする

# 海外のリサイクル関連法令におけるリサイクル率目標の設定と 目標達成の検証方法(1)

### 【EU 廃車指令】

# リサイクル 率の定義

### 7条より

リカバリー率 = リカバリー・リサイクルされた部品・素材の重量 / 車両の平均重量 リサイクル率 = リユース・リサイクルされた部品・素材の重量 / 車両の平均重量

# 目標設定の 有無

# 【リユース・リカバリー率目標、リユース・リサイクル率目標の設定】

<u> </u>	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	1 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1
対象	全ELV		1980年1月1日
			以前の生産車
期限	2006年	2015年	2006年
リユース・リカバリー率	85%	95%	75%
リユース・リサイクル率	80%	85%	70%

#### <指令中の記述:7条>

2. 加盟国は関係事業者が以下の目標を確実に達成するために、必要な措置を講じるものとする。

(a) 全FLVについて、2006年1月1日以前に、リユースとリカバリーを,年間の車両あたり平均重量で最低85%まで向上するものとする。同じ期間内に、リユースと再利用を年間の車両あたり平均重量で最低80%まで向上するものとする。1980年1月1日以前に生産された車両では、加盟国は低い目標値を設定してもよいが、リユースとリカバリーについては75%を下回らず、リユースとリサイクルについては70%を下回ってはならない。本段を適用する加盟国はその理由を欧州委員会と他の加盟国に通知する。

(b) 全ELVについて、2015 年1 月1 日以前に、 $\underline{Uユースとリカバリー}$ を,年間の車両あたり平均重量で最低95%まで向上するものとする。同じ期間内に、 $\underline{Uユースとリサイクル}$ は,年間の車両あたり平均重量で最低85%まで向上するものとする。

欧州議会と閣僚理事会は、遅くとも2005年12月31日までに、欧州委員会の報告書とそれに伴う提案に基づき、(b)項に記した目標の再検討を行うものとする。欧州委員会はこの報告書において,車両構成材料の開発状況、およびその他の関連する環境的側面を考慮に入れるものとする。

### 【リユース・リカバリー可能率、リユース・リサイクル可能率目標の設定】

期限	EUの車両形式認証指令の修正後3年目までに
リユース・リカバリー率	95%
リユース・リサイクル率	85%

<指令中の記述:7条>

指令70/156/EEC を修正するため、欧州委員会は車両の解体可能性、再生可能性、および再利用可能性に関する欧州基準の作成を推進するものとする。この基準について合意が得られれば、(ただしいかなる場合にも2001年末までに)欧州議会と閣僚理事会は,欧州委員会の提案に基づいて指令70/156/EECを修正し、その結果、同指令によって型式認可を受け,且つ指令70/156/EECの修正より3年後に市場に出される車両のリユース・リサイクル可能率が、車両あたりの重量で最低85%に達し、リユース・リカバリー可能率が車両あたりの重量で最低95%に達するようにする。

# 目標達成の 検証方法

#### 【報告書の提出】

報告者	報告先	報告の内容	
加盟国	欧州	3年ごとに自動車販売構造の予想される変化、回収、解体、破	
	委員会	砕、再生、再利用業界の構造の変化に関して報告	
関連	加盟国	再生と再利用による処分廃棄物の低減と再生及び再利用率の	
事業者		向上達成の進捗度について報告	

#### <指令中の記述:9条>

- 1. 加盟国は、3 年毎に本指令の実行について欧州委員会に報告書を提出するものとする。この報告者は、E L Vとその処理に関するデータベースを作成するために指令91/692/EEC1 の第6 条に定める手順に従って欧州委員会が起案した質問書または概略書に基づいて作成するものとする。報告書は、加盟国間または加盟国内の競争の歪みに通じる自動車販売構造の予想される変化、ならびに回収、解体、破砕、再生、および再利用業界の構造の同様の変化に関する関連情報を記載するものとする。質問書または概略書は、報告書が扱う期間の開始6ヶ月前に加盟国に送付するものとする。報告書はそれが扱う3年の期間が終了した後9ヶ月以内に欧州委員会宛に作成するものとする。最初の報告書は2002年4月21日から向こう3年間の期間を扱う。上記の情報に基づいて、欧州委員会は加盟国から報告書を受取った後9ヶ月以内に本指令の実行に関する報告書を発表するものとする。
- 2. 加盟国は、各々の場合に応じて、該当する関係事業者に,以下に関する情報の発表を求めるものとする。
- 再生可能性と再利用可能性に関する車両とその構成部品の設計
- ELVの環境面で安全な処理、とりわけ全ての液類の除去と解体
- ELVとその構成部品のリユース、再利用、および再生方法の開発と最適化
- 再生と再利用による処分廃棄物の低減と再生および再利用率の向上達成の進捗度
- 生産者はこの情報を今後車両を買おうとする人が利用できるものにしなければならない。この情報は新車の販売に使用される販売促進用 資料に記載するものとする。